

商工建設常任委員会資料 (補正予算(第2号))

令和2年4月28日
商工観光労働部



目	次	(頁数)
◎令和2年4月臨時会提出議案	-----	1
○ 令和2年度商工観光労働部補正予算(第2号)(案)	-----	2
宮崎県休業要請協力金	-----	3

令和2年4月臨時会提出議案
～商工観光労働部関係議案概要～

- 議案第2号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」

商工観光労働部一般会計歳出

(単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
44,113,323	350,350	44,463,673

令和2年度 商工観光労働部 補正予算(第2号)(案)

○課別予算一覧

会 計	課 名	当初予算額	補正予算(第1号)	補正予算(第2号)	補正後の額	
		(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)+(イ)+(ウ)	
一 般 会 計	商工政策課	千円 34,709,615	千円 3,971,571	350,350	39,031,536	
	企業振興課	1,314,846	0		1,314,846	
	雇用労働政策課	1,337,621	12,886		1,350,507	
	企業立地推進局 企業立地課	747,322	0		747,322	
	観光 経済 交流局	観光推進課	935,933	300,000		1,235,933
		オールみやざき 営業課	759,873	23,656		783,529
		計	1,695,806	323,656		2,019,462
	計	39,805,210	4,308,113	350,350	44,463,673	
特 別 会 計	商工政策課	363,819	0	0	363,819	
	観光推進課	69,239	0		69,239	
	計	433,058	0	0	433,058	
商工観光労働部 合計		40,238,268	4,308,113	350,350	44,896,731	

新宮崎県休業要請協力金

商工政策課

1 事業の目的・背景

県境をまたいだ人の移動が懸念される大型連休の期間、県外からの人の移動の誘因になる恐れのある施設やいわゆる「3密」（密閉・密集・密接）につながる施設を対象に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく休業要請を実効性のあるものとするため、県が要請する施設を運営する事業者に対し、協力金を支給する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 350, 350千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和2年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容

① 対象事業者

県による休業要請の対象となる県内施設を運営する以下の事業者のうち、県からの休業要請を受け、休業を行った事業者

- ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナックなどの遊興施設
- ・マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技施設

② 支給額

1事業者あたり10万円

3 事業の効果

県の休業要請に応じる事業者に協力金を支給することにより、関係施設の休業を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る。

持続化給付金（経済産業省）

1 趣旨

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えする。

2 給付額

法人200万円、個人事業者100万円

※ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分を上限とする。

3 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。（資本金10億円以上の大企業を除く。）

宮崎県小規模事業者事業継続給付金（県）

※議案第1号関係

1 趣旨

特に厳しい経営環境に置かれ、国の基準よりもさらに売上が減少している小規模事業者の事業継続を図る。

2 給付額

一律20万円

3 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で75%以上減少している小規模事業者。

宮崎県休業要請協力金（県）

※議案第2号関係

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて休業する事業者に対し支給し休業要請の実効性を高める。

2 給付額

一律10万円

（上記小規模事業者事業継続給付金との併給可。あわせると30万円。）

3 支給対象

県の要請に応じ、大型連休の定められた期間に休業した事業者（資本金、雇人数等の制限はないが、知事が休業要請した施設を有する者に限る。）